政令第

号

銀 行等の株式等の保有の 制限等に関する法律施行令

内 閣は、 銀行等の株式等の保有 の制限等に関する法律 (平成十三年法律第百三十一号) 第三条第二項、 第

三項及び第六項、 第九条第一項、第三十八条第二項及び第三項、 第五十条第二項及び第七項、 第五十八条第

六項、第六十一条並びに附則第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(株式等保有限度額を超えて株式等を保有することができる理由)

第一条 銀行等の株式等の保有 の制限等に関する法律(以下「法」という。)第三条第二項に規定する政令

で定めるやむを得ない 理 一曲は、 次に掲げる理由とする。

銀行等 (法第二条に規定する銀行等をいう。 以下同じ。) 又はその子会社等 (法第三条第一項に規定

する子会社等をいう。 以下この条において同じ。)を全部又は一部の当事者とする合併をすること。

銀行等又はその子会社等を当事者とする分割をすること。

三 銀行等又はその子会社等を当事者とする営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けをすること。

匹 前三号に掲げる理由に準ずるものとして主務省令 (法第三条第一項に規定する主務省令をいう。) で

定める理由があること。

五. 株式 の市場価格の上昇その他の予見し難い事由により、 銀行等及びその子会社等が、 法第三条第一項

に定めるところにより合算して、その株式等保有限度額 (同項に規定する株式等保有限度額をいう。

を超える額の株式等を保有すること。

(外国銀行支店に関する読替え)

第二条 法第三条第三項の規定による外国銀行支店(同項に規定する外国銀行支店をいう。)に対する法の

規定の適用についての技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

	おいえ 早り へいこい 戸園 兄ろ	
	こ掲げる皆こついては勺閣守令・農	
	者については内閣府令、同条第三号	
	第一号、第二号及び第四号に掲げる	
	の他の当該銀行等と主務省令(前条	
外国銀行支店	銀行等及びその子会社等(子会社そ	第三条第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

(内閣総理大臣をいう。	(前条第一号、第二号及び第四号に	
外国銀行支店	銀行等及びその子会社等	第三条第二項
当該外国銀行支店	当該銀行等及びその子会社等	
いう。)については	ろにより合算して	
項及び次項において「株式等」と	については、主務省令で定めるとこ	
主務省令で定めるもの(以下この	次項において「株式等」という。)	
)その他これに準ずるものとして	省令で定めるもの(以下この項及び	
下同じ。)で定めるものを除く。	その他これに準ずるものとして主務	
(主務省令(内閣府令をいう。以	(主務省令で定めるものを除く。)	
	次項において同じ。)	
	のある会社をいう。以下この項及び	
	おいて同じ。)で定める特殊の関係	
	林水産省令。以下この項及び次条に	

林水産大臣及び内閣総理大臣。 掲げる者については内閣総理大臣、 同条第三号に掲げる者については農

(銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社に関する読替え)

第三条 法第三条第六項の規定による同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定の準用についての技術

的読替えは、次の表のとおりとする。

的 記替えば 次の表のとよりとする	とする	
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条第一項	主務省令(前条第一号、第二号及び	主務省令(内閣府令をいう。
	第四号に掲げる者については内閣府	
	令、同条第三号に掲げる者について	
	は内閣府令・農林水産省令。	
第三条第二項	(前条第一号、第二号及び第四号に	(内閣総理大臣をいう。
	掲げる者については内閣総理大臣、	

| 同条第三号に掲げる者については農

林水産大臣及び内閣総理大臣。

(特別株式買取り以外の株式の買取り)

第四条 法第三十八条第二項に規定する政令で定める株式の買取りは、 次に掲げる要件のすべてを満たすも

のとする。

銀行等保有株式取得機構 (以下「機構」という。) から株式 (法第十九条第二項第二号に規定する株

式をいう。 以下この条において同じ。)の買取りを行おうとする者(次号において 「株式買取希望者」

という。) の申込みに応じて、 機構が会員に対して当該株式の売却の申込みをすることを勧誘すること

機構が前号の勧誘を受けて株式の売却の申込みをした会員から買い取る当該株式を株式買取希望者に

対して直ちに処分することが予定されていること。

(店頭売買有価証券)

第五条 法第三十八条第三項に規定する政令で定める株式は、 証券取引法 (昭和二十三年法律第二十五号)

第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式とする。

## (借入金及び債券発行の限度額)

第六条 法第五十条第二項に規定する政令で定める金額は、 二兆円とする。

(機構債券の形式)

第七条 銀行等保有株式取得機構債券 (以下「機構債券」という。 は、 無記名利札付きとする。

(機構債券の発行の方法)

第八条 機構債券の発行は、募集の方法による。

(債券総額払込み前の新たな機構債券の発行)

第九条 機 構 は、 前 に募集り L た機構債 券の 総額  $\mathcal{O}$ 払込み前でも、 更に機構債券を発行することができる。

(機構債券申込証)

第十条 び 住所を記載し、 機 構債 参の これに署名し、 募集に応じようとする者は、 又は記名押印しなければならない。 機構 債券申 込証にその引き受けようとする機構債券の数及

2 機構債券申込証は、 機構が作成し、 これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 機構債券の名称

一機構債券の総額

三 各機構債券の金額

四 機構債券の利率

五 機構債券の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 機構債券の発行の価額

八 無記名式である旨

九 応募額が機構債券の総額を超える場合の措置

十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

(機構債券の引受け)

+

社債等

登録法

昭昭

和十七年法律第十一号)

に規定する登録機関

の商

号

第十一条 前条の規定は、 地方公共団体が機構債券を引き受ける場合又は機構債券の募集の委託を受けた会

社が自ら機構債券を引き受ける場合においては、 その引き受ける部分については、 適用しな

## (機構債券の成立の特則)

第十二条 機構 債券の応募総額が機構債券の総額に達しないときでも、 機構債券を成立させる旨を機構債券

申込証 に記載したときは、 その応募額をもって機構債券の総額とする。

(機構債券の払込み)

第十三条 機構債券の募集が完了したときは、機構は、 遅滞なく、 各機構債券につきその全額の払込みをさ

せなければならない。

(債券の発行)

第十四条 機構は、 前条 の払込みがあったときは、 遅滞なく、 債券を発行しなければならない。 ただし、 機

構債券 の応募又は引受けをしようとする者が、応募又は引受けに際 Ĺ 機構債券につき社債等登録法に規

定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、 第十条第二項第一号から第六号まで、 第八号、第十号及び第十一号に掲げる事項並びに番

号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(機構債券原簿)

第十五条 機構は、 主たる事務所に機構債券原簿を備えて置かなければならない。

- 2 機構債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。
- 一 機構債券の発行の年月日
- 二 機構債券の数及び番号
- 三 第十条第二項第一号から第六号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項
- 四 社債等登録法に規定する登録に関する事項
- 五 元利金の支払に関する事項

機構債券の利札が欠けている場合)

第十六条 機構 債 、券を償還する場合において、 欠けている利 札があるときは、 これに相当する金額を償還額

か .ら控除、 する。 ただし、 既に支払期が 到来した利札については、 この限りで は な V )

2 前項  $\mathcal{O}$ 利札 (T) 所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、 機構は、 これに応じなければ

ならない。

、機構債券の発行の認可)

第十七条 機構 は、 法第五十条第一項 の規定により機構債券の 発行 の認 可を受けようとするときは、 機構債

券  $\mathcal{O}$ 募 集  $\mathcal{O}$ 日 · の二十 日 前までに次に 掲げる事 項を記 載 L た申 請 書を金 融 庁 長官及び財務大臣 に提 出 L なけ

ればならない。

一 機構債券の発行を必要とする理由

第十条第二 項第一号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

三 機構債券の募集の方法

四 機構債券の発行に要する費用の概算額

五. 第二号に掲げる事 項を除く ほ か、 債券につ 記 載しようとする事項

2 前項  $\mathcal{O}$ 申 · 請 書 に は、 次に掲げ げ る書 類を添え 付 L なけ れ ば ならない。

一 作成しようとする機構債券申込証

二 機構債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三 機構債券の引受けの見込みを記載した書面

(内閣府令・財務省令への委任

第十八条 第七 条から前条までに定めるもののほか、 機構債券に関し必要な事項は、 内閣府令・ 財務省令で

定める。

(課税  $\mathcal{O}$ 特例)

第十九条

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第二十条

法第六十一条に規定する政令で定める権限は、

第五十六条の規定による法第十六条第二項の設立  $\mathcal{O}$ 認可の取消しとする。

附 則

施 行 期 日 )

第 条 ک  $\mathcal{O}$ 政 令 は、 法  $\mathcal{O}$ 施行  $\mathcal{O}$ 日 (平成十四年一月四 日 ) から施行する。 ただし、 第一条から第三条まで

 $\mathcal{O}$ 規定は、 平成十六年九月三十日から施行する。

株式等保有限度額に乗じる数

第二条 法附則第二条第 項に規定する政令で定める数は、 一・五とする。

法第十六条第二項の規定による設立の認可及び法

2 法附則第二条第二項に規定する株式等保有限度額 (法第三条第一項に規定する株式等保有限度額をいう

。)に乗じる政令で定める数は、二とする。

3 法附? 則第二条第二項の規定により読み替えて適用する法第三条第一 項の政令で定める数は、 一・五とす

る。

(独立行政法人等登記令の一部改正)

第三条 独立行政法人等登記令 (昭和三十九年政令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表漁業協同組合整備基金の項の次に次のように加える。

(金融庁組織令の一部改正)

第四条 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の二条を加える。

## (総務企画局の所掌事務の特例)

第二条の二 総務 企 画 局 は、 第二条に規定する事務のほか、 法附則第八条第二項に規定する政令で定める

日まで  $\mathcal{O}$ 間、 銀行等 保 有株 式 取 得 機 構 の業務及び 組織  $\mathcal{O}$ 適 正な運営の 確保に関する事務をつかさどる。

ただし、検査局の所掌に属するものを除く。

(検査局の所掌事務の特例)

第二条の三 検査局は、 第三条各号に掲げる事務のほか、 法附則第八条第二項に規定する政令で定める日

までの間、 銀行等保有株式取得機構 の検査に関する事務をつかさどる。この場合において、 第十五条第

三号中「第三条各号」 とあるのは、 「第三条各号及び附則第二条の三前段」とする。

附則第五条の次に次の一条を加える。

(総務企画局信用課の所掌事務の特例)

第五条の二 総務 企画 局 信用課は、 第十三条各号に掲げる事務のほ か、 法附則第八条第二項に規定する政

令で定める日までの間 附則第二条の二に規定する事務をつかさどる。

(財務省組織令の一部改正)

第五条 財務省組織令 (平成十二年政令第二百五十号) の一部を次のように改正する。

附則第二条に次の一項を加える。

2 大臣官房は、 第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事 務  $\mathcal{O}$ ほ か、 法附 則第四 項に規定する政令

で定める日までの間、 銀行等保有株式取得機構の業務及び 組織の適正な運営の確保に関する事務をつか

さどる。

附則第四条中「附則第二条」を「附則第二条第一項」に改め、 同条の次に次の一条を加える。

(大臣官房信用機構課の所掌事務の特例)

第四条の二 大臣官房信用機構課は、 第二十条各号に掲げる事務のほか、 法附則第四項に規定する政令で

定める日までの間、 附則第二条第二項に規定する事務をつかさどる。